

令和4・5年度 高 浜 市 入札参加資格審査申請要領 (物品・その他委託)

令和4・5年度において、高浜市が発注する物品の製造の請負、買入れその他の契約（以下「物品」という。）、警備・清掃・保守管理等委託業務（以下「その他委託」という。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下これらの入札を「競争入札」という。）に参加を希望される方は、入札参加について資格審査を受けなければなりません。資格審査を希望される方は、本要領に基づき、「あいち電子調達共同システム（物品等）」を用いて、適正な入札参加資格申請（以下「申請」という。）を行ってください。

目次

| | | |
|----|--------------------------------------|---|
| 1 | 申請者の要件..... | 2 |
| 2 | 申請の方法..... | 2 |
| 3 | 申請の受付期間..... | 3 |
| 4 | 別送書類..... | 4 |
| 5 | 資格審査..... | 5 |
| 6 | 審査状況照会..... | 6 |
| 7 | 審査結果..... | 6 |
| 8 | 資格の有効期限..... | 6 |
| 9 | 電子申請による入札参加資格決定後における登録内容の変更について..... | 6 |
| 10 | その他..... | 6 |

1 申請者の要件

資格審査を希望される方は、次の要件を満たしていることが必要です。

- (1) 資格審査を希望する営業の種類について、法令の規程により必要とされる許可登録等を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に該当しないこと。

地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

（指名競争入札の参加者の資格）

第167条の11 第167条の4の規定は、指名競争入札の参加者の資格についてこれを準用する。

- (3) 次に掲げる国税、愛知県税及び高浜市税が未納でない方
 - ・ 国税のうち、申告所得税及び、法人税、消費税及び地方消費税
 - ・ 愛知県税のうち法人県民税、法人事業税（特別法人事業税及び地方法人特別税を含む。）、個人事業税及び自動車税種別割（ただし、愛知県に納税義務がある事業者に限る。）
 - ・ 高浜市税（ただし、高浜市に納税義務がある事業者に限る。）

2 申請の方法

- (1) 申請をする方は、あいち電子調達システム（物品等）にアクセスし、画面上の申請書フォームに必要事項を入力し、送信してください。
ポータルサイト <http://www.buppin.e-aichi.jp/>
入力に当たっては、ポータルサイトに掲示されている「手引書・書類」を参照してください。
- (2) 法人が申請する際の申請単位は、法人単位となります。営業所単位での申請は、受け付けることができません。
- (3) 契約を締結する営業所は、1自治体に対し1営業所に限ります。（複数の事業所等の

申請はできません。)ただし、許可登録等の関係でやむを得ず複数の営業所での申請が必要な場合は、高浜市役所財務グループに確認してください。また、申請を希望する営業所は、当該営業所において申請を希望する品目の営業を行うことを認められていることが必要です。

- (4) 申請においては、画面上の注意及びポータルサイトに掲示されている「手引書・書類」の中の「操作マニュアル」に従ってください。なお、事前に「下書きチェックシート」をプリントし、必要事項を記入いただいてから、あいち電子調達システム（物品等）に入力してください。
- (5) 申請できる営業品目は別表のとおりです。
- (6) 申請内容の送信後、速やかに共通審査自治体及び申請先自治体に4に示す別送書類を送付してください。
- (7) 審査結果確認後、あいち電子調達システム（物品等）により「追加届」を入力し送信してください。
- (8) 令和2・3年度の入札参加資格を取得済みの方は、令和2・3年度の名簿内容を一部引き継いだ入札参加資格の申請（継続申請）を行うことができます。
継続申請については、ポータルサイトに掲示されている「手引書・書類」の中の「継続申請の手引き」をもとに申請をしてください。

※継続申請の優先について

過去に入札参加資格を取得済みの方は、「継続申請」を行い、新たにIDを取得する「新規申請」は行わないでください。重複申請が発覚した場合は、取り下げ及び再申請が必要となり、申請者に大変な手間が発生します。

3 申請の受付期間

- (1) 定時受付の期間（新規申請・継続申請） （早めの申請にご協力ください。）
令和4年1月4日（火）～令和4年2月15日（火）
平日（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時から午後8時まで
※令和4年2月16日（水）以降の申請は不可。
- (2) 随時受付の期間（新規申請・継続申請）
令和4年4月1日（金）～令和6年2月15日（木）まで
平日（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く。）の午前8時から午後8時まで

※随時受付の期間における申請の場合、令和4・5年度入札参加資格者名簿に登録されるのは、令和4年5月1日以降となり、令和4年3月予定の年度開始前入札及び4月の入札には参加できない可能性がありますのでご注意ください。

4 別送書類

データ送信後、(1)、(2)に記載する書類を各1部、(3)に記載する提出期日までに郵送により共通審査自治体に提出してください。

別送書類(各種証明書等)は、申請日において前3か月以内のもの、申請日以後に発行されたもの、または申請日において有効期間内のものとします(鮮明であれば写し可)。

(1) 共通審査自治体に提出する書類

①法人の場合

| 書類名 | 備考 |
|---------------------------------------|---|
| 別送書類送付書(共通審査) | あいち電子調達システム(物品等)でデータを入力・送信後、印刷したもの。 |
| 履歴事項全部証明書 | ⇒法務局で発行 |
| 納税証明書(国税) | ・法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3 未納のないことの証明) ⇒税務署で発行 |
| 納税証明書(愛知県税) (又は愛知県税の納税義務がないことの申出書) | ・法人県民税、法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税及び自動車税種別割の納税証明書(未納の税額がないこと用) ⇒愛知県の県税事務所で発行 ・愛知県内に事業所を有しない者等で上記の納税証明書の交付が受けられないときは、「愛知県税の納税義務がないことの申出書」 ⇒あいち電子調達システム(物品等)ポータルサイト内に掲載 |

②個人の場合

| 書類名 | 備考 |
|-----------------------------|---|
| 別送書類送付書(共通審査) | 申請時にあいち電子調達システム(物品等)より印刷したもの。 |
| 身元(分)証明書 | ⇒本籍地の市区町村で発行(日本国籍を有しない方は在留カード、特別永住者証明書) |
| 登記されていないことの証明書(後見・保佐・補助を受け) | ⇒全国の法務局・地方法務局(本局)の戸籍課窓口で発行 |

| | |
|---------------------------------------|--|
| ていないことの証明) | |
| 納税証明書(国税) | <ul style="list-style-type: none"> 申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の2 未納のないことの証明) ⇒税務署で発行 |
| 納税証明書(愛知県税) (又は愛知県税の納税義務がないことの申出書) | <ul style="list-style-type: none"> 個人事業税及び自動車税種別割の納税証明書(未納の税額がないこと用) ⇒愛知県の県税事務所で発行 愛知県内に事業所を有しない者等で上記の納税証明書の交付が受けられないときは、「愛知県税の納税義務がないことの申出書」 ⇒あいち電子調達システム(物品等)ポータルサイト内に掲載 |

(2) 高浜市に提出する書類

高浜市が共通審査自治体の場合は、(1)の書類を提出してください。高浜市が共通審査自治体でない場合は、書類の提出はありません。

(※団体審査に関しては、高浜市への書類の提出の必要はありません。)

(3) 提出期日

申請データ送信日から土・日・祝日を含む7日以内(必着)

(ただし、定時受付の場合の最終提出期限は、令和4年2月22日(火)(必着))

※提出期日の最終日が休日(日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日)に当たる場合は、その日以後の最初の平日までとします。

(4) 提出先

<共通審査自治体>

共通審査自治体は、システムで自動的に決定されますので、申請データ送信後、画面上で送付先の確認をお願いします。

<高浜市> 〒444-1398 愛知県高浜市青木町4-1-2

高浜市役所 総務部 財務グループ

TEL (0566) 52-1111 (内線312)

FAX (0566) 52-1110

Eメール zaimu@city.takahama.lg.jp

5 資格審査

資格審査は、前記「1 申請者の要件」を満たしていることを確認します。

6 審査状況照会

あいち電子調達システム(物品等)にアクセスして、「申請・審査状況確認」画面にて審査の進捗状況を参照することができます。

なお、別送書類及び申請内容に不備がある場合には、共通審査自治体及び申請先自治体からメール等で補正指示が出されますので、補正申請を行ってください。

7 審査結果

審査結果は、審査完了通知メールにより通知します。なお、あいち電子調達システム(物品等)にアクセスして、「申請・審査状況確認」画面にて審査結果を参照することができます。

8 資格の有効期限

電子申請による入札参加資格の有効期間は、次のとおりとします。

- (1) 定時受付の場合：令和4年4月1日（金）～令和6年3月31日（日）まで
- (2) 随時受付の場合：入札参加資格の認定日～令和6年3月31日（日）まで
※令和2・3年度入札参加資格者名簿の有効期限は令和4年3月31日まで

9 電子申請による入札参加資格決定後における登録内容の変更について

登録内容に変更が生じた場合は、速やかに電子申請により変更の手続きを行ってください。ただし、定時受付の変更手続きは、令和4年4月1日（金）からとなります。（紙での受付はしません。）

10 その他

- (1) 申請に際し、絶対に虚偽のないようにしてください。万が一、虚偽の申請をした場合は別に罰則があるばかりか、入札自体に参加できなくなる場合があります。
- (2) 申請後、確認のために申請内容を証明する書面の提示（提出）を求められることがありますので、申請は必ず書面で証明できる内容により行ってください。
また、申請の内容を照明する書面は、入札参加資格の有効期限内は保管しておいてください。
- (3) あいち電子調達システム（物品等）の利用にあたっては、あいち電子調達共同システム利用規約の確認、同意が必要です。
- (4) 資格が認定された方の名簿は、インターネット上で公開しますので、あらかじめご了承ください。

承ください。

- (5) 紙での資格申請は受け付けません。
- (6) あいち電子調達システム（物品等）はシステムのメンテナンス等のため、システムの利用を一時休止することがあります。
- (7) 本申請にはICカードは必要ありませんが、電子入札への参加にはICカードの購入、登録が必要になります。電子入札への参加にご協力ください。

問合せ先

〒444-1398

愛知県高浜市青木町4-1-2

高浜市役所 総務部 財務グループ

TEL (0566) 52-1111 (内線312)

FAX (0566) 52-1110

Eメール zaimu@city.takahama.lg.jp

ホームページ <https://www.city.takahama.lg.jp/>